

都政新法 区 並 杉

子宮頸がんワクチンで重篤症状

区独自の救済制度創設へ

子宮頸がんワクチンを接種した後、重篤な副反応が起き、1年以上学校を休んでいた中学生がいます。これが7日の杉並区議会予算特別委員会で明らかにされた。区は同被害者を救済する独自制度を創設する考えを明らかにした。

子宮頸がんワクチン接種は、今年4月から法定接種化されることが1日に閣議決定されたが、杉並区では2010年7月から区の全額負担による任意接種を行っている。対象は中学1年生から高校2年生で、3回の接種が必要。昨年は対象者の76.5%に当たる6537人が1回目の接種を受け

ている。予特で質問した曾根文子議員（生活者ネット・みどりの未来）によると、この中学生は11年10月にワクチンを接種した直後から容態が悪くなり、「複合性局所疼痛症候群」と診断されて10日間入院した。区はこの報告を医療機

関から受けていたが、昨年6月の第2回定例会では、「ワクチン接種の助成を開始して以降、重篤な副反応事例は報告を受けていない」などと答弁していた。しかし、7日の予特では深澤啓治保健所長が「（同被害者の）自宅を訪問し、観察状態などが

らワクチンの成分に基づく重篤な副反応ではなかった（と判断した）」など釈明。説明不足を陳謝したが、曾根議員は「報告を受けていない」というのは、虚偽報告と言われているのではないかと強く批判した。

子宮頸がんワクチンは現在、「サーバリックス」と「ガータシル」の2種類が使われており、今回の被害者の中学生はサーバリックスを接種していた。厚生労働省の報告書によると、09年12月から昨年8月末までにサーバリックスを接種した延べ663万人のうち、医療機関から副反応の報告があったのは956人（0.014%）で、うち重篤な事例は85件となっている。

任意接種で副反応が起きた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による補償制度があるが、区による子宮頸がんワクチンに対する副反応への補償が同じく、補償のハードルが高いが、法定接種の場合、広い範囲の症状が補償されるという。4月以降の法定接種後に補償が認められる症状については、これまで任意接種を受けた中高生にも適用する考え。具体的には医療手当分（月3万円）が救済される見通し。

区は早急に外部人材を含めた審査会を設置し、救済制度を構築するとしている。田中良区長は8日、「当事者の国の救済制度への申請を支援することにも、法定接種と同水準となるよう独自制度を設け、当事者、保護者と話し合いを進めていく」とのコメントを発表した。

保健福祉部管理課長は「国も推奨してきた事業で、補償されないことに違和感を感じる」とした上で、「法定接種と任意接種では補償に差が生じており、法定接種との補償の差額について、区として独自の制度を設ける方向で検討する」考えを示した。